

標章に関するバンジュール議定書

閣僚会議 2004年8月13日改正

2004年11月13日施行

目次

- 第1条 概要
- 第2条 出願
- 第3条 出願内容
- 第3条の2 出願日
- 第4条 優先権
- 第5条 形式審査と通知
- 第5条の2 審判請求
- 第6条 指定国による審査
- 第6条の2 事務局による標章の公開及び登録
- 第7条 存続期間と更新
- 第8条 登録の効果
- 第9条 事後指定
- 第10条 規則
- 第11条 施行
- 第12条 議定書の廃棄
- 第13条 議定書の改正
- 第14条 議定書の署名

第1条 概要

1:1 アフリカ広域知的財産機関(ARIPO)は、本議定書の規定に基づき、締約国に代わって標章登録、及び、係る登録標章の管理を受託する。

1:2 本議定書のもとで、ARIPOは、その事務局を通して(以下「事務局」という)職務を執行する。

第2条 出願

2:1 いずれの標章登録の出願も、出願人又は正当に権限を与えられた代理人が、直接事務局に、又は、締約国の産業財産権庁に行うものとする。

2:2

(a) 主たる事業所又は常居所をARIPOの所在国に有しない出願人により、ARIPOに直接出願される場合、又は、

(b) 主たる事業所又は常居所を締約国に有しない出願人により、締約国の産業財産権庁に出願される場合には、代理人が出願人を代理するものとする。

2:3 代理人は、いずれかの締約国の産業財産権庁において出願人を代理する権利を有する弁理士又は弁護士とする。

2:4 締約国の産業財産権庁に出願される場合、当該産業財産権庁は、出願を受領後1ヶ月以内に当該出願を事務局に送付するものとする。

第3条 出願内容

3:1 標章の登録出願は、出願人を特定し、登録が要求される締約国を指定するものとする。

3:2 出願において、標章の保護を受けようとする商品及び/又は役務を、改正された標章の登録のための商品及び役務の国際分類に関する1957年6月15日のニース協定に定められたものと同じ一つ又はそれ以上の類とともに、指定するものとする。このため、ARIPO事務局は、出願人が一つ又はそれ以上の類を指定していること、及びその指定が正しいことを確認し、係る指定が行われていない場合、又は、その指定が正しくない場合は、分類料金の納付を受けて、ニース協定で定められた適切な一つ又はそれ以上の類に基づき、商品または役務を分類しするものとする。

3:3 色彩が標章の顕著な特徴であると主張する場合は、出願人は、その旨及び主張する色彩の名称を記載し、各色彩について、その色彩の中の標章の主要部分を指定するものとする。

3:4 標章が立体標章である場合、出願人は、その旨を記載し、願書に、平面図からなる標章の複写、又は、標章の一方向又は複数の異なる方向からの写真複写を添付するものとする。

3:5 出願には、標章の実際の使用又は使用意思の申告が含まれるものとし、あるいは、標章の登録使用者として個人を登録するための出願を添付するものとする。ただし、登録使用者の出願が行われた場合には、長官が以下のことを認めることを条件とする。

(i) 出願人が、係る商品又は役務に関して、その者に標章を使用させ、かつ、

(ii) その者が、標章登録後直ちにその登録使用者として登録されること

第3条の2 出願日

事務局は、以下の指示又は要素が、出願が提出された締約国又は事務局に受理された日を出願日とする。

- (i) 明示あるいは黙示を問わず、標章の登録を求める指示
- (ii) 出願人の確認を許可する指示
- (iii) 出願人又は代理人と、可能であれば郵送により、連絡を取るのに十分な指示
- (iv) 標章の明確な複写
- (v) 登録を求める商品又は役務の一覧

ただし、事務局は、上記の指示又は要素の一部のみを受理した日を出願日とすることができる。

第4条 優先権

4:1 出願人は、改正された1883年3月20日の「工業所有権の保護に関するパリ条約」第4条に基づき、優先権を主張する権利を有するものとする。

4:2 優先権は、出願が先行出願日より6ヶ月以内に行われた場合にのみ生じる。

第5条 形式審査と通知

5:1 当該事務局は、出願が、第3条に定めた出願の形式要件を満たしているかを審査し、出願に対して適切な出願日を付与するものとする。

5:2 事務局は、出願が形式要件を満たしていないと判断した場合は、その旨を出願人に通知し、所定の期間内に係る要件を満たすよう要請するものとする。もし、出願人が上述の期間内に係る要件を満たさない場合、事務局は出願を拒絶するものとする。

5:3 出願が全ての形式要件を満たす場合、事務局は所定の期間内に各指定国へ通知するものとする。

5:4 事務局が出願を拒絶した場合、又は5の2:1による再審査が拒絶された場合、又は5の2:2による審判請求が認められなかった場合、出願人は、係る拒絶又は審判請求の結果に関する通知を受けた日から3ヶ月以内に、自己の出願がいずれの指定国においてもその国の国内法に従って出願として取扱われるべき旨を請求することができる。

第5条の2 審判請求

5の2:1 本議定書5:4に基づき事務局が拒絶したいずれの出願も、所定の期間内であれば、出願人は、事務局に対し当該事項の再審査を請求することができる。

5の2:2 もし、事務局が係る出願を再審査後、事務局が依然として当該出願を拒絶する場合、出願人は、係る事務局の決定について、アフリカ広域知的財産機関(ARIPO)枠組内の商標及び意匠に関する議定書(ハラレ議定書)4の2に基づき設置されている特許審判委員会に審判を申し立てることができる。

第6条 指定国による実体審査

6:1 いかなる標章の登録出願も、指定国の国内法に従って審査されるものとする。

6:2 各指定国は、5:3にいう通知の日より12ヶ月以内に、事務局により標章が登録されても、第三者の権利の存在を含む絶対的及び相対的理由により、自国の領域では登録

が無効である旨を書面により事務局に通知することができる。

6:3 指定国は、6:2に基づいて出願を拒絶する場合、出願を拒絶する国内法上の理由を通知するものとする。拒絶理由は、拒絶決定から1ヶ月以内に事務局に通知され、事務局は遅滞なく当該拒絶理由を出願人に通知するものとする。

6:4 出願人は、出願拒絶の決定に対して、当該指定国に直接応答する機会が与えられるものとする。拒絶決定は、当該指定国の国内法に基づき、再審査されるものとする。

6:5 指定国による6:2に基づく事務局への通知又は拒絶は、出願を6:2に基づく通知の対象としていない指定国、又は、出願を拒絶していない指定国で効力を持つ登録証明書を事務局が発行することを妨げてはならない。

6:6 6:2に基づく通知をした指定国が、その後その通知を取り下げる場合、又は指定国が当初出願を拒絶したにもかかわらず、その後同出願を認容する場合、当該指定国は、その事実を1ヶ月以内に事務局へ通知するものとする。この場合、事務局は登録を当該指定国に拡張するものとする。

第6条の2 事務局による公開及び標章登録

6の2:1 指定国により認容された標章の登録出願、又は、6:2にいう通知を行っていない指定国における標章の登録出願は、指定国又は関連指定国により認容された旨、標章公報にて公開するものとする。

6の2:2 6の2:4の適用を受けることを条件に、6の2:1にいう公報での公開から3ヶ月後、事務局は、登録料の納付を受けて、標章を登録するものとする。当該登録は標章登録簿に登録され、事務局は、出願人へ登録証明書を発行するものとする。

6の2:3 標章登録の事実は、公報で公開されるものとする。

6の2:4 一又はそれ以上の指定国により認容された出願が、6の2:1により標章公報で公開された後、かつ、6の2:2による標章登録の前であればいつでも、一又はそれ以上の指定国における登録出願に対して異議を申立てることができる。以後、出願は、係る一又はそれ以上の指定国の国内法に基づいて行われる異議申立手続に基づいて処理されるものとする。

第7条 存続期間と登録の更新

7:1 標章登録の存続期間は出願日から10年間とする。

7:2 標章登録は、所定の更新料を納付することにより、存続期間をさらに10年間更新することができる。

7:3 登録の更新は、最初の登録の期間満了日又は前回の登録更新の期間満了日あるいはそれ以前に行うものとする。ただし、いずれの場合も、追加料金の納付により6ヶ月の猶予期間が認められるものとする。

7:4 7:3に規定された期間内に更新料が支払われなかったために更新されなかった標章登録は、存続期間を経過したとみなされ、登録簿から削除されるものとする。

7:5 更新料不払いのために登録簿から削除された標章は、権利者の要請により、所定の期間内に所定の料金を納付することで、回復することができる。

第 8 条 登録の効果

8:1 事務局による標章登録は、標章により与えられた権利に関して、各指定国の国内法に基づき出願、登録された場合と同じ効果を各指定国において有するものとする。

8:2 不使用又はその他の事由に基づく登録の取消しには、各締約国の国内法が適用される。登録が取消された場合、関連締約国は取消しの 1 ヶ月以内に事務局へ通知するものとする。当該事務局は、この事実を標章公報で公開し、登録簿に登録するものとする。

8:3 定められた商品又は役務の分類の指定は、標章の保護範囲の確定に関して締約国を拘束してはならない。

第 9 条 事後指定

9:1 標章が事務局により登録された場合又は事務局に係属中の場合、標章の権利者、出願人、又は該当する場合には権利相続人は、標章の登録後又は標章の登録出願後に本議定書の当事国となる国を指定する権利を有するものとする。

9:2 9:1 に基づき、登録標章の権利者、又は標章登録の出願人が本議定書の当事国となる国を指定する場合、当該事後指定は、係る指定国において標章登録の出願とみなされ、それゆえ、本議定書第 6 条に規定されたのと同様に、係る指定国の国内法に基づき審査の対象とされる。この場合、係る指定国における出願日は、事後指定の出願が受理された日とする。

第 10 条 規則

10:1 運営委員会は本議定書実施のための規則を作成するものとし、必要に応じて改正することができる。

10:2 10:1 の原則から逸脱することなく、規則は、

(i) 本議定書及び関連国際条約の諸規定の実施に必要な運営上の要求事項や細目を取り決め、

(ii) 事務局が課す料金及び当該料金の一部を締約国に分配する際の詳細を定め、かつ、

(iii) 登録手続きに使用する様式の一覧を提供するものとする。

第 11 条 施行

11:1 ARIPO 加盟国又は ARIPO の加盟資格を有している国は、次のいずれかにより、本議定書の当事国となることができる。

(i) 署名し、その後に批准書を寄託すること、または、

(ii) 加入書を寄託すること

11:2 批准書又は加入書は ARIPO 長官に寄託されるものとする。

11:3 本議定書は、3 カ国が批准書又は加入書を寄託した日の 3 ヶ月後に発効するものとする。

11:4 本議定書が発効した時点で、本議定書の当事国でない国も、係る国が批准書又は加入書を寄託した日の 3 ヶ月後に本議定書に拘束されるものとする。

11:5 批准書又は加入書により本議定書を批准する又はこれに加入する国は、アフリカ広域知的財産機関 (ARIPO) 創設に関する合意書の諸規定による拘束を受け入れる旨表明したとみなされ、当該国は本議定書に対する批准書又は加入書を寄託した日、ARIPO 加

盟国となるものとする。

第 12 条 議定書の廃棄

12:1 いずれの締約国も、ARIPO 長官にあてた通告により本議定書を廃棄することができる。

12:2 廃棄は、上述の通知を ARIPO 長官が受領した日の 6 ヶ月後に効力を生ずるものとし、上述 6 ヶ月の間に提出されたいかなる出願又は当該出願により効力を生ずる標章登録に対しても、影響を及ぼさないものとする。

第 13 条 議定書の改正

13:1 本議定書は、締約国の要請により、又は ARIPO 運営委員会の会期中、長官により改正することができる。

13:2 本議定書の規定改正の採択には、全締約国の 3 分の 2 の投票を必要とする。

第 14 条 議定書の署名

14:1 本議定書は一通にのみ署名され、ARIPO 長官に寄託されるものとする。

14:2 ARIPO 長官は、本議定書の認証謄本を、締約国、その他の ARIPO 加盟国、及びアフリカ広域知的財産機関創設に関する合意書第 IV 条に基づき加盟資格を有している国に送付するものとする。